



2021年5月7日 第2021-12号
 【発行】J A M
 【発行責任者】中井寛哉
 【編集】総合政策グループ
 TEL : 03-5860-6150
 E-Mail : seisaku@jam-union.jp

雇用調整助成金の特例措置等

一部変更し6月30日まで延長

厚生労働省は4月30日に、新型コロナウイルス感染症に伴う雇用調整助成金等、休業支援金等の特例措置に係る5月以降の取扱いについて、今般の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受け、雇用調整助成金等及び休業支援金等については、緊急事態措置を実施すべき区域

(東京都、京都府、大阪府、兵庫県)など、感染が拡大している地域への特例措置(地域特例)を6月末まで適用する予定であると発表しました。

雇用調整助成金の特例措置の内容については、以下の通りです。※詳細は別紙参照

特例措置の内容			判定基礎期間の初日	～4月末	5月・6月
中小企業	原則的な措置【全国】		4/5 (10/10)	15,000円	4/5 (9/10) 13,500円 ①
	業況特例(※1)【全国】		-	-	4/5 (10/10) 15,000円 ②
	地域に係る特例(※2)	緊急事態宣言	-	-	予定 4/5 (10/10) 15,000円 ②
		まん延防止等重点措置			4/5 (10/10) 15,000円 ②
大企業	原則的な措置【全国】		2/3 (3/4)	15,000円	2/3 (3/4) 13,500円 ①
	業況特例(※1)【全国】		4/5 (10/10)	15,000円	4/5 (10/10) 15,000円 ②
	地域に係る特例(※2)	緊急事態宣言	4/5 (10/10)	15,000円	予定 4/5 (10/10) 15,000円 ②
		まん延防止等重点措置			4/5 (10/10) 15,000円 ②

(注) 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合
 ①は令和2年1月24日から判定基礎期間の末日までの解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」の要件により適用する助成率を判断しています。
 ②は令和3年1月8日から判定基礎期間の末日までの解雇等の有無により適用する助成率を判断しています。
 ○予定の部分は施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点での予定です。
 ○雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当については、「緊急雇用安定助成金」として支給しています。

厚労省HP「雇用調整助成金(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html